(公正取引委員会27-1)

												(公正取引委員会27-1)
施策名	独占	禁止法違反行為に対する措	置等 企業網	吉合の迅速かつ的確な審査		担当台	部局名		企業結合詞	果 	作成責任者名	企業結合課長 品川 武
施策の概要	いて, 迅速かつ た場合には適ち	的確な企業結合審査を行し	ヽ, 独占禁止》 な企業結合事	事業譲受け等)について,届 まの規定に違反することが 事例を公表し,一定の取引分 さする。	認められ		系上の付け			ハ, 一定の取引分野におけ 足進させ, 一般消費者の利3		ることとなる企業結合を防止することに りで健全な発達に資する。
達成すべき目標	漂 確な企業結合署		野における競	事業譲受け等)について,迅 争を実質的に制限すること。 持・促進する。	_		:グ:エ:(/) l	の民主的 結合審査 制限する	法の目的である一般消費: で健全な発達を促進するだを行って、一定の取引分野こととなる企業結合を防止を争を維持・促進させることを	とめ、迅速かつ的確な企業 別における競争を実質的に することにより、公正かつ	政策評価実施 予定時期	平成28年4月~7月
2004	- 1- 1-								の目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水
測	定指標	目標(値)	目標年度	22年度		23年度	24年度		の実績値 25年度	26年度	27年度	準・目標年度)の設定の根拠
	企業結合計画の届出を受理 1 した案件の処理状況(第1 次審査)(注1)							10	00%			本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第1
次審査)(1 した案件の処理状況(第1 届出の受			100%		100%	100%		100%	100%		次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。
。した案件の	計画の届出を受理の処理状況(第2	全ての報告等の受理後	27年度		ī			10	00%			本件施策の有効性・効率性を評価するため、届出案件の処理状況(第2
(2)	移行したもの)(注	90日以内		100%		100%	100%		100%	100%		次審査)を測定する。目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定した。
				的引	確な企業網	吉合審査を行い,	一定の取引分野	における意	競争を実質的に制限するこ	ととなる企業結合を防止する	ა .	
				結合審査に努め、一定の 取引分野における競争を 実質的に制限することと なる企業結合の防止に努	結合審査 取引分野 実質的に	に努め, 一定の における競争を 制限することと	結合審査に努め 取引分野におけ 実質的に制限す	, 一定の る競争を ることと	以下を始め、的確な企業 結合審査に努め、一定の 取引分野における競争を 実質的に制限することと なる企業結合の防止に努 めた。	結合審査に努め、一定の 取引分野における競争を 実質的に制限することと		
				① 企業結合の届出受理 (1) 件数[265件](注3)	① 同左[2	275件]	① 同左[349件]		① 同左[264件]	① 同左[289件]		
3 の取引分 実質的に	業結合審査, 一定 野における競争を 制限することとなる の防止状況	的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	27年度	公正取引委員会ウェ ブサイトの企業結合公 表事例集への掲載事 例件数[12件]	② 同左[9	9件]	② 同左[11件]		② 同左[10件]	② 同左[10件]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、企業結合審査の状況を測定する。

			ブサイトに ③ 企業結合	牛当たりの頁	③ 同左[8.9]	[]	③ 同左[9.5頁]	③ 同左[6.2	頁]	③ 同左[6.6頁]			
			ブサイトに ④ 企業結合	セス件数(注	④ 同左[9,17	4件]	④ 同左[7,661件]	④ 同左[4,1	82件]	④ 同左[4,584件]			
				1](注0)	⑤ 同左[約10 ⑤ (同左[約	063億円] 1098億円])	⑤ 同左[約73億円] ⑤ (同左[約494億円])	⑤ 同左[約· ⑤ (同左[0	456億円] 円])	⑤ 同左[約2億円]			
達成手段	予	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する指				達月	成手段の概要等			行政事業レ ビュー事業
	24年度	25年度	26年度	27年度	保								番号
企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経 (1) 費	8,269 (5,427)	7,854 (6,605)	8,081 (6,808)	7,366	1~3					結合を防止して,公正かつ 行うなどして,迅速かつ的	自由な競争を維持・促進す。 確に企業結合審査を行う。	るため、企業結合の当	_
施策の予算額・執行額	8,269 (5,427)	7,854 (6,605)	8,081 (6,808)	7,366			をする内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの)				-		

- (注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。
- (注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。
- (注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。
- (注4) 各年度のアクセス件数は、当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数。
- (注5) 公正取引委員会では,平成21年度から,問題点を解消する措置が講じられなければ,10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して,企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し,公表してきている。
- (注6) 「平成27年度公正取引委員会政策評価実施計画」(平成27年3月31日策定)の別紙「平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」においては、当該年度内に届出が行われた事案のうち問題解消措置が採られたものを対象にしていたが、平成26年度実 績値のモニタリング以降、当該年度内に問題解消措置が採られた事案を対象として、消費者利益額を算出することに変更したため、新基準における消費者利益額を上段に、旧基準における消費者利益額を下段に括弧書きで記載している。

(公正取引委員会27-2)

											(公正取引委員会27-2)
施策名	独占禁止		独占禁止法	法違反行為に対する厳正な	対処 担当	部局名		管理企画認	₹	作成責任者名	管理企画課長 片桐 一幸
施策の概要				調査(立入検査, 事情聴取 テうほか, 警告等の必要な打	世帯た謙 ┃ 以取1件			韋反行為を厳正かつ迅。 果と国民経済の民主的⁻		ることにより,公正かつ自	由な競争を維持・促進させ,一般消費
達成すべき目標	に, 酒類, 石油		つ小売業に係	Q引方法等に厳正に対処す る不当廉売事件について迂 を維持・促進する。	1連に対 日標	設定の にない はいました はいまた はいまた はいまた はいまた といまれる といまれる といまれる といまれる といまた しょうしゅう しゅうしゅう しゅう	民主的で健 対して厳正	建全な発達を促進するた に対処して、独占禁止。 Eかつ自由な競争を維持	者の利益確保と国民経済 とめ、独占禁止法違反行為 法違反行為を排除するこ 寺・促進させることを目標と	政策評価実施 予定時期	平成28年4月~7月
						年	■度ごとの目	目標値			
測定指	旨標	目標(値)					度ごとの実				測定指標の選定理由及び目標値(水
			目標年度	22年度	23年度	24年度		25年度	26年度	27年度	- 準・目標年度)の設定の根拠
					独占禁止法に違反する	カルテル,入札談合,	不公正な耳	取引方法等に厳正に対	処し、これらを排除する。		
					以下を始め、独占禁止法 に違反するカルテル、入 札談合、不公正な取引方 法等に厳正に対処し、こ れらの排除に努めた。	に違反するカルテル	ル, 入 に選取引方 札詰 記, こ 法等	違反するカルテル、入	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入 札談合、不公正な取引方 法等に厳正に対処し、こ れらの排除に努めた。		
				告を除く。)[2,094件]	① 同左[1,657件]	① 同左[1,644件]	1	同左[1,277件]	① 同左[1,266件]		
				② 事件処理件数(法的 措置)[12件]	② 同左[22件]	② 同左[20件]	2	同左[18件]	② 同左[10件]		
				③ 事件処理件数(警告) [3件]	③ 同左[2件]	③ 同左[6件]	3	同左[1件]	③ 同左[1件]		
				④ 事件処理件数(注意) (注2)[95件]	④ 同左[138件]	④ 同左[208件]	4	同左[114件]	④ 同左[102件]		
				⑤ 対象事業者数(法的 措置)[109名]	⑤ 同左[303名]	⑤ 同左[126名]	⑤	同左[210名]	⑤ 同左[132名]		
	に違反するカル (6, 不公正な取	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公		⑥ 対象事業者数(警告) ⑥ [3名]	⑥ 同左[2名]	⑥ 同左[6名]	6	同左[1名]	⑥ 同左[5名]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に違反するカル
	厳正な対処によ	正な取引方法等に厳正に 対処し、これらを排除す る。	27年度	⑦ 課徴金額[720億8706 万円]	⑦ 同左[442億5784万円]	⑦ 同左[250億7644	4万円] ⑦ [同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]		テル、入札談合、不公正な取引方法等の排除状況を測定する。
				8 課徴金納付命令等の 対象事業者数[156名]	⑧ 同左[277名]	⑧ 同左[113名]	8	同左[181名]	⑧ 同左[128名]		

		① 課徴金減免申請件数 [131件] 課徴金減免制度の適 (1) 用が公表された法的 措置件数[7件] 法的措置を採った全 (3) 事件の平均事件処理期間[約12か月] (4) 日刊新聞の報道量 [20,673行](注3) 法的措置によって保		 ⑨ 同左[2億2191万円] ⑩ 同左[1件] ⑪ 同左[102件] ⑫ 同左[19件] ⑬ 同左[約14か月] ⑭ 同左[16,040行] ⑮ 同左[約2364億円] 	 ⑨ 同左[1億6708万円] ⑩ 同左[1件] ⑪ 同左[50件] ⑫ 同左[12件] ⑬ 同左[約14か月] ⑭ 同左[13,166行] ⑮ 同左[約2105億円] 	 ⑨ 同左[1億3392万円] ⑩ 同左[0件] ⑪ 同左[61件] ⑰ 同左[4件] ⑰ 同左[4件] ⑭ 同左[5,505行] ⑮ 同左[1923億円] 	
				原則2允	0月以内		酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間を把握することによって, 独占禁止法違反行為に対す
酒類, 石油製品及び家庭用 電気製品の小売業における 7 不当廉売事件の平均処理期 間	27年度	2.2か月	2.1か月	2か月	2.1か月	1.9か月	る対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基づき、設定した。
			酒類・石油製品・家	・ 庭用電気製品等の小売業(-	こ係る不当廉売事件につに	て迅速に対処する。	
酒類・石油製品・家庭用電気 3 製品等の小売業に係る不当 電気製品等の小売業に 3 廉売事件についての迅速な 係る不当廉売事件につい	27年度	製品・家庭用電気製品等 の小売業に係る不当廉 売事件について迅速に対	の小売業に係る不当廉		の小売業に係る不当廉	の小売業に係る不当廉	本件施策の有効性・効率性を評価するため、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件について迅速な対処状況を測定
対処状況で迅速に対処する。		① 小売業に係る不当廉 ① 売申告件数[8,675件]	① 同左[7,102件]	① 同左[8,173件]	① 同左[5,966件]	① 同左[5,620件]	事件について迅速な対処状況を測定する。

						② 同左[1,77	72件] (② 同左[1,736件]	② 同左[1,366件]	2) =	司左[982件]			
	達成手段	予	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する指				達成手段	の概要等			行政事業レビュー事業
	连队于权	24年度	25年度	26年度	27年度	憬				. —				番号
	(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処 に係る経費	224,485 (185,502)	222,914 (176,798)	228,846 (192,095)	256,132	1~3	とにより, 公正		促進するために、独	占禁止法に	違反する疑いのあ	法等に対し迅速かつ的確に対 る行為について所要の調査(ずる。	– –	. –
	施 带(/) → 复 恕 • 致 行 恕	224,485 (185,502)	222,914 (176,798)	228,846 (192.095)	256,132			する内閣の重要政策 記第のうち主なもの)	平成21	3年8月9日 年6月23日	経済財政改革の	札及び契約の適正化を図るための基本方針2009(閣議決定)		閣議決定)
		(165,502)	(170,798)	(192,095)			(旭宋刀軒)	き就寺の ノウ土 なもの)	1 17	年3月31日 年1月26日	規制改革推進の第166回国会力	のための3か年計画(再改定)(施政方針演説	閣議決定)	

- (注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- (注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。
- (注3) 新聞の1段を約70行として計算している。
- (注4) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表してきている。

(公正取引委員会27-3)

-											(公正取引委員会27-3)
施策名		下請法違反行為に対する	5措置等 取	引慣行等の適正化	担当	á部局名		取引企画 取引調査3 相談指導3	室	作成責任者名	取引企画課長 田辺 治取引調査室長 山口 正行相談指導室長 松本 博明
施策の概要	るとともに、事業 体的な事業活動 態等について競	系る各種ガイドライン(取引性 者及び事業者団体(以下「 動の内容について、相談に応 争政策の観点から調査を行 とともに、調査結果を公表す	事業者等」と なじ、問題点の テい、問題とな	いう。)がこれから実施しよっ り指摘等を行う。また,事業	うとする具 活動の実 政策	体系上の 置付け			して, 事業者等による取引性 设消費者の利益確保と国民		ピすことは、公正かつ自由な競争を維 達に資する。
達成すべき目標	(企業結合及び への対応,取引	系る各種ガイドラインの普及 優越的地位の濫用に係る村 実態調査の実施公表を行う の適正化を図る。	目談を除く。以	し下「事業者等からの相談」。	という。) 目標	震設定の 方・根拠	の民主的種ガイドラ 実態調査	ニ法の目的である一般消費: 対で健全な発達を促進するか ラインの普及啓発、事業者: 気等を行って、独占禁止法遠 う等の適正化を図ることを目	こめ、独占禁止法に係る各等からの相談対応、取引 を大行為を未然に防止して	政策評価実施 予定時期	平成30年4月~7月
								の目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水
測定排	 看標	目標(値)	目標年度	22年度	23年度	24年度		:の実績値 25年度	26年度	27年度	準・目標年度)の設定の根拠
			日保干及	22年及	23年度	24年5	<u> </u>	25年度	20年度	2/年度	
1 相談事例の	公表件数	10件以上	27年度			_	10件	‡以上			相談事例の公表件数を把握して、相 談事例集の充実度を測定し、本件施 策の有効性を評価するために選定し
				12件	11件	13件		12件	14件		た指標であり,目標値は,これまでの 実績等を基に設定した。
,取引実態調	査結果の公表件	2件以上	27年度				2件	以上			取引実態調査結果の公表状況を把握して、取引実態調査の実施状況を 測定し、本件施策の有効性・効率性
数		ZITWI	27	1件	1件	1件		1件	O件		を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
					独占禁止法に係る名	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	普及•啓発	により,独占禁止法違反行 -	る 「為の未然防止を行う。		
				以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独 占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法 に係る各種ガイドライン の普及・啓発に努め、独 占禁止法違反の未然防 止に努めた。	に係る各種ガイの普及・啓発に	ドライン 努め, 独	に係る各種ガイドライン の普及・啓発に努め、独	以下を始め、独占禁止法 に係る各種ガイドライン の普及・啓発に努め、独 占禁止法違反の未然防 止に努めた。		
。ドラインの普	に係る各種ガイ ・及・啓発による きなにさるのまな	独占禁止法に係る各種ガ イドラインの普及・啓発に より、独占禁止法違反行	27年度	① ガイドラインの説明会 ① の開催件数[38件]	① 同左[59件]	① 同左[90件]		① 同左[102件]	① 同左[69件]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発状況を測定す
防止状況	選及行為の未然	より、独古崇正法達及行 為の未然防止を行う。		ガイドラインの説明会 ② の参加者数[約3,550 名]	② 同左[約3,510名]	② 同左[約3,98	0名]	② 同左[約5,490名]	② 同左[約4,050名]		トラインの音及・啓発状況を測定 9 る。

				③ の説明会 [8件]	ガイドライン の参加者数			③ 同左[7件] ④ 同左[約250名]	③ 同左[5件] ④ 同左[約170名]	③ 同左[5件] ④ 同左[約120名]			
						独占禁止	法に係る事業	 	により,独占禁止法)	 違反行為の未然防止を行う。	V		
独占禁止法に係る事業者等 からの相談への対応による 4 独占禁止法違反行為の未然	等からの相談	くへの対応に	27年度	以下を始め、 に係る事業者 談への対応に 禁止法違反行 防止に努めた	行等からの相 に努め, 独占 行為の未然	に係る事業者 談への対応!	音等からの相 こ努め, 独占 行為の未然	に係る事業者等からの相 談への対応に努め、独占 禁止法違反行為の未然	に係る事業者等から	は止法 以下を始め、独占禁止法 の相 に係る事業者等からの相 談への対応に努め、独占 禁止法違反行為の未然 防止に努めた。		本件施策の有効性・効率! るため、競争政策の広報・	
は、	為の未然防山			① 事業者等 件数[1,70	からの相談 0件]	① 同左[1,49	97件]	① 同左[1,203件]	① 同左[1,046件]	① 同左[1,068件]		の実施状況を測定する。	
				② ブサイトに	委員会ウェ 掲載された 集のアクセ 12件]	② 同左[34,2	288件]	② 同左[35,325件]	② 同左[36,205件]	② 同左[35,250件]			
						取	引実態調査の	り実施公表を行うことにより	,独占禁止法違反行	為の未然防止を行う。			
取引実態調査の実施公表を	取引実態調査	をの実施公		以下を始め, 査の実施公司 占禁止法違及 然防止に努め	長を行い, 独 え行為の未	以下を始め, 査の実施公表 占禁止法違り 然防止に努る	表を行い,独 支行為の未	査の実施公表を行い,独 占禁止法違反行為の未	以下を始め、取引実 査の実施公表を行い 占禁止法違反行為の 然防止に努めた	思態調以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独 合業に法違反行為の未然防止に努めた		本件施策の有効性・効率!	州太証価 オ
5 行うことによる独占禁止法違	表を行うことに 禁止法違反行防止を行う。		27年度	ブサイトに ① 取引実態	委員会ウェ 掲載された 報告書(本 ヨアクセス数	① 同左[2,49	95件]	① 同左[4,633件]	① 同左[5,268件]	① 同左[0件] (注)	/	るため、取引実態調査の公測定する。	公表状況を
				ブサイトに ② 取引実態:	均アクセス	② 同左[4,11	6件]	② 同左[4,008件]	② 同左[11,043件]	② 同左[0件](注)			
達成手段			算額計(執行			関連する指 標				達成手段の概要等		á t	行政事業レ ビュー事業 番号
		24年度	25年度	26年度	27年度		加引牌 亿等。	の海エルた図でもから	※ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	スタ 揺れてにこと、の中句に手	②声类字. 声类字母片小	の目体的な声光活動に	m·J
(1) 取引慣行等の適正化に係る組	圣費	8,679 (9,213)	8,730 (7,323)	9,041 (6,610)	9,299					る各種ガイドラインの周知活動, なおそれのある取引慣行等を指摘		の以共体的な争耒活期に	_
施策の予算額・執行額	施策の予算額・執行額 8,679 (9,213)		8,730 (7,323)	9,041 (6,610)	9,299			をする内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの)			_		

⁽注) 平成26年度においては取引実態調査の公表が行われなかったことから、同年度については0件としている。

(公正取引委員会27-4) 企業取引課 企業取引課長 鎌田 明 施策名 下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用 担当部局名 作成責任者名 下請取引調査室 下請取引調査室長 長澤 文男 書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (実地調査, 招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置 政策体系上の 下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発 施策の概要 (下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 位置付け 達に資する。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。 下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に 目標設定の 保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、ま 政策評価実施 達成すべき目標 | 対処すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下 平成28年4月~7月 考え方・根拠 た、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発 予定時期 請事業者の利益を保護する。 を図ることが重要であることから、この目標を設定した。 年度ごとの目標値 測定指標の選定理由及び目標値 測定指標 目標(値) 年度ごとの実績値 (水準・目標年度)の設定の根拠 目標年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 勧告事件の処理期間を把握して、下 請法違反行為への対処状況を測定 100% し、本件施策の有効性・効率性を評 価するための指標であり、その目標 勧告事件の処理期間 10か月以内 27年度 値は、公表に耐え得る証拠収集・事 実認定等のため時間を要する勧告 46.7% 38.9% 56.3% 40.0% 28.6% 事件の実態に即した処理期間に基 づき設定した。 指導事件の処理期間を把握して、下 100% 請法違反行為への対処状況を測定 し、本件施策の有効性・効率性を評 2 指導事件の処理期間 27年度 価するための指標であり、その目標 3か月以内 値は、迅速に処理することが求めら れる指導事件の実態に即した処理 95.9% 97.2% 98.5% 98.7% 97.6% 期間に基づき設定した。 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。 下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業┃下請法に違反する親事業 |者による下請代金の支払||者による下請代金の支払||者による下請代金の支払||者による下請代金の支払||者による下請代金の支払 |遅延,減額等に対して迅 ||遅延,減額等に対して迅 ||遅延,減額等に対して迅 ||遅延,減額等に対して迅 ||遅延,減額等に対して迅 |速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。|速かつ的確に対処した。 下請取引に係る書面 同左 同左 同左 同左 本件施策の有効性・効率性を評価す 下請法に違反する親事業 調査の実施状況 下請法に違反する親事業者 [親事業者数:38,503 [親事業者数:38,781 [親事業者数:38,974 [親事業者数:38,982 者による下請代金の支払 るため、下請法に違反する親事業者 [親事業者数:38,046 3 による下請代金の支払遅 27年度)名, ① 名. ① 名. ① 名. 遅延.減額等に対して迅 による下請代金の支払遅延. 減額等 延、減額等への対処状況 下請事業者数: 下請事業者数: 下請事業者数: 下請事業者数: 速かつ的確に対処する。 下請事業者数: への対処状況を測定する。 212,659名] 214,042名] 214,044名] 213,690名] 210,166名](注1・2) 違反事件の処理件数 ② 同左[10件] ② 同左[18件] ② 同左[16件] ② 同左[7件] (勧告)[15件] 違反事件の処理件数 ③ 同左[4,326件] ③ 同左[4,550件] ③ 同左[4,949件] ③ 同左[5,461件] (指導)[4.226件] 措置によって直接保 護された下請事業者 ④ 同左[8億7120万円] ④ 同左[32億2203万円] ④ 同左[57億94万円] ④ 同左[6億7087万円] の利益[14億9543万 円](注3)

				下請法	の普及・啓発を図ることによ	り下請取引の公正化を推	<u></u> 進する。		
			以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	及・啓発を図り、下請取引	及・啓発を図り、下請取引	及・啓発を図り、下請取引	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引 の公正化の推進に努め た。		
			下請取引適正化推進 ① 講習会の開催数[30 回]	① 同左[33回]	① 同左[30回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	/	
			下請取引適正化推進 ② 講習会の参加者数 [3,935人]	② 同左[4,412人]	② 同左[3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]		
			下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (下請法の適用範囲 及び親事業者の義務 について)の理解度 [93.2%](注4)	③ 同左[91.4%]	③ 同左[92.2%]	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]		
下請法の普及・啓発を図るこ 4 とによる下請取引の公正化 の推進状況	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の 公正化を推進する。	27年度	下請取引適正化推進 講習会後の下請法 ④ (親事業者の禁止行 為について)の理解度 [96.4%](注4)	④ 同左[94.3%]	④ 同左[94.8%]	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法の普及・啓発状況を 測定する。
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された ⑤ 下請法関係のパンフ レットへのアクセス数 [155,049件]	⑤ 同左[172,623件]	⑤ 同左[326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]		
			公正取引委員会ウェ ブサイトに掲載された ⑥ 下請取引適正化推進 講習会テキストへのア クセス数[46,937件]	⑥ 同左[79,668件]	⑥ 同左[82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]		
			⑦ 勧告事件の日刊報道 量[1,850行](注5)	⑦ 同左[1,892行]	⑦ 同左[5,872行]	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]		
			公正取引委員会ウェ プサイトに掲載された 勧告事件のアクセス 数[156,430件]	⑧ 同左[252,396件]	⑧ 同左[237,955件]	⑧ 同左[94,384件]	⑧ 同左[81,992件]		

達成手段	予:	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する指		行政 達成手段の概要等 ビュ-	政事業レュー事業
	24年度	25年度	26年度	27年度	保		養	番号
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	139,726 (118,394)	134,997 (121,906)	138,206 (103,292)	136,608	1~4		7、(建次门為と所称)、6た、「明玖」」過止心止延時日五の別能(「明五に因うのパンプレ)	-
施策の予算額・執行額	139,726 (118,394)	134,997 (121,906)	138,206 (103,292)	136,608		施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	平成23年10月21日 円高への総合的対策~リスクに強靭な経済の構築を目指して~(閣議決定) 平成22年6月18日 中小企業憲章(閣議決定)	È)

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的 に書面調査を行っている。
- (注3)公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
- (注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5)新聞の1段を約70行として計算している。

(公正取引委員会27-5)

_											(公正取引委員会27-5)
	施策名		競争政策の広報・広	聴等 競争政策	策の広報・広聴		担当部局名	官	『房総務課	作成責任者名	官房総務課長 藤本 哲也
	施策の概要	広報活動を行う		ュニケーション	、報道発表やウェブサイト: νを通じて、国民からの意見 団理解の増進を図る。		政策体系上の 位置付け		じて, 競争政策に対する国民的理 各の民主的で健全な発達に資する		Eかつ自由な競争を促進させ, 一般消
道	成すべき目標	に, 国民各層と	のコミュニケーションを通じ	て意見・要望を	「広く国民に情報提供を行う 把握することを通じて、競会 策の有効かつ適切な推進を	予政策に	目標設定の 考え方・根拠	の民主的で健全な発達を低 聴活動を通じて, 競争政策	-般消費者の利益確保と国民経済 足進するため、競争政策の広報・広 に対する国民的理解の増進を図る の有効かつ適切な推進を図ることで	及策評価実施 予定時期	平成29年4月~7月
	.e 11-		= 1= (1+)					年度ごとの目標値			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	測定指	標	目標(値)	目標年度	22年度	23年度	24年原	年度ごとの実績値 25年度		27年度	準・目標年度)の設定の根拠
	₁ 一日公正取引委 3 数	引委員会開催件	0.00		3件	8件	8件		8件	8件	ー日公正取引委員会(独占禁止法・ 下請法の講演会,独占禁止法教室, 相談コーナー等を1か所の会場で集 中的に開催するもの)の開催件数を
			8件	27年度	4件	8件	8件	8件	8件		▶ 把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
	2 消費者セミナ	-—閉催仏数	42件以上	27年度	25件以上	41件以上	41件以	上 42件以上	- 42件以上	42件以上	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定
	2 消費者セミナ	加 偃 IT 双	*2 T Ø, T	27千皮	38件	39件	50件	49件	53件		し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
	3 独占禁止法教室	사숙眼從从 数	111 <i>II</i> + DI L	07年中	44件以上	75件以上	76件以	上 86件以上	- 101件以上	111件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を 講師として派遣し、競争の重要性や 公正取引委員会の役割等に係る講 義を行うもの)の開催件数を把握し
		以主闲惟忤奴	111件以上	27年度	82件	96件	112件	- 141件	148件		て、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。

4 地方有識者との懇談会開催 4 件数	82件以上	27年度	91件以_	E 9	85件以上	83件以上	80件以上	81件以上	82件以上	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴
			地方事務所長等	75	73	72	80	83		活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した
			合計	84		82		l l		指標であり,目標値は,これまでの実 績を考慮するなどして設定した。
)内容や公			88 行うとともに、国民各層との	91 りコミュニケーションを通じた	:意見・要望の把握を通じ	
			等の内容や公正 員会の活動につ 国民に情報提供 ともに、国民各層 ミュニケーション 意見・要望の把持	取引委 いている いっぱい でんしょ でんしょう かいてん かい でん いい	等の内容や公正取引委員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ ミュニケーションを通じた 意見・要望の把握を通じ	等の内容や公正取引委員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ	ともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた 意見・要望の把握を通じ	等の内容や公正取引委員会の活動について広く 国民に情報提供を行うと ともに、国民各層とのコ		
			① 独占禁止懇詞 催回数[2回]	話会の開	① 同左[4回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]		
			② 報道発表件数	数[267件]	② 同左[253件]	② 同左[258件]	② 同左[286件]	② 同左[318件]		
			各種広報活動 (3) たもの)に係 事の広告費技 億5657万円]	る新聞記 奥算額[4	③ 同左[8億3677万円]	③ 同左[5億2245万円]	③ 同左[3億9036万円]	③ 同左[2億8416万円]		
			④ メールマガジ 数[4,508名]	ン登録件	④ 同左[4,797名]	④ 同左[5,070名]	④ 同左[5,382名]	④ 同左[5,443名]		
3 階とのコミューグーションを通	独占禁止法等の内容や 公正取引委員会の活動 について広く国民に情報 提供を行うとともに、国民 各層とのコミュニケーショ	27年度	公正取引委員 ブサイトのトッ ⑤ ジへのアクセ [2,453,330件]	ップペー :ス件数	⑤ 同左[2,489,509件]	⑤ 同左[1,938,070件]	⑤ 同左[2,114,771件]	⑤ 同左[1,997,895件]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施が設定する。
じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の 増進状況	ンを通じた意見・要望の 把握を通じて競争政策に 対する理解を増進する。		公正取引委員 ブサイトに掲 パンフレット及 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	載された 及び独占 サイトへ	⑥ 同左[317,197件]	⑥ 同左[515,846件]	⑥ 同左[180,667件]	⑥ 同左[309,960件]		の実施状況を測定する。
			⑦ —		一日公正取引委員会 ⑦ 参加者の評価[86%] (注1)	⑦ 同左[79%]	⑦ 同左[91%]	⑦ 同左[90%]		

				消費者セ ⑧ 者の内容 [85%](注		⑧ 同左[889	6]	⑧ 同左[83%]	⑧ 同左[84	1%]	⑧ 同左[88%]				
					ミナー参加 !度[71%](注	⑨ 同左[73%	6]	⑨ 同左[74%]	⑨ 同左[70	0%]	⑨ 同左[79%]				
				独占禁止 ⑩ 者の内容 [87%](注		⑩ 同左[89%	6]	⑪ 同左[88%]	⑩ 同左[91	1%]	⑪ 同左[91%]				
					-法教室参加 !度[87%](注	⑪ 同左[89%	6]	⑪ 同左[87%]	① 同左[88	3%]	⑪ 同左[86%]				
達成手段		予:	算額計(執行額	額)	当初予算額	関連する指標				達用	並手段の概要等				行政事業レ ビュー事業
		24年度	25年度	26年度	27年度	175									番号
1) 競争政策の広報・広聴に係る	経費	29,320 (22,130)	25,930 (19,693)	25,437 (19,881)	24,227	1~5	競争政策に	対する国民的理解の増進を	キ図るととも.1	こ 今後の競争	政策の有効かつ適切な推	後を図るために 勤	3 首 発表	ウェブサイトによる情報	_
ア 独占禁止政策に関する地 の懇談会(内数)	方有識者と	4,329 (3,074)	4,315 (3,468)	4,146 (2,784)	4,135	4	発信,独占教 う。	禁止法教室の開催等の各種	重広報活動及	なび学界, 産業	界, 経済団体, 消費者団体	本等の有識者との意	見交換等	Fの各種広聴活動を行	2
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,470 (525)	1,368 (867)	1,634 (1,149)	1,640	5-①									3	
施策の予算額・執行額		29,320 (22,130)	25,930 (19,693)	25,437 (19,881)	24,227			系する内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの)				_			

⁽注1) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。

⁽注2) 理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

(公正取引委員会27-6)

												(公正取引委員会27-6)
施策名	ţ	競争政策の広報・広聴等	海外の競争当	局等との連携の推進		担当部	部局名		官房国際	果	作成責任者名	官房国際課長 諏訪園 貞明
施策の概要		取引委員会の国際的なプ		争当局間の協力・連携の とさせ,我が国の競争政策		政策体系上の 位置付け 海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進 資する。						
達成すべき目標	標 積極的参加及で こと並びに公正	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。					7∙根拠	の民主的 開催,多 技術支援 が国の競	上法の目的である一般消費 可で健全な発達を促進する 国間における検討への積 長、公正取引委員会の国際 発争政策の海外への周知等 携を推進することを目標と	ため, 競争当局間協議の 亟的参加, 途上国等への 的なプレゼンスの向上, 我 を通じて, 海外競争当局	政策評価実施 予定時期	平成30年4月~7月
									:の目標値			- 測定指標の選定理由及び目標値
測算	定指標	目標(値)							の実績値			(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	22年度	23年	丰度	24年度		25年度	26年度	27年度	(1)
,政策に関	に対する競争法・ する技術研修が有 たと回答した研修	80%以上	%以上 27年度		T			80%	以上 I	開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援について、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割っ合を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測		
生の割合	·(注1)			97%	94	4%	99%		91%	90%		競争当局との協力・建族の状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。
				対前年度同水	〈準かそれ以】	Ł	16件以	上	34件以上	30件以上	29件以上	公正取引委員会の国際的なプレゼ ンスを向上させて我が国の競争政策 の状況を広く周知することについて, 公正取引委員会ウェブサイトの英文
	委員会ウェブサイ プレスリリース掲載	29件以上	27年度	16件	28	8件	35件		34件	30件		プレスリリースの掲載件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。

							び開発途上国・移行経済国 の状況を広く海外に周知する	
			の参加及び開発途上国・ 移行経済国の競争当局 等への技術支援の積極 的な実施に努め、公正取 引委員会の国際的なプレ ゼンスを向上させて我が 国の競争政策の状況を 広く海外に周知すること	禁止協力協定に基づく競争当局間におけるでは、 争当局間におけるでは、 多がを表するでは、 多がを表するでは、 をまるでは、 をなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	禁止協力協定に基づく競争当局間協議る検討への制力を表す。 おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	禁止協力協定に基づ保施・基づ協議等の開催・基づ開催・基準を開催・基準を開催・基準を開催・基準を開催・基準を開催・基準を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	禁止協力協定等に基づく 競争当局間協議等の開 催、多国間における検討 への参加及び開発途上 国・移行経済国の競争当 局等への技術支援の積 極的な実施に努め、公正 取引委員会の国際的な	
			海外の競争当局との ① 二国間協議の開催回 数[3回]	① 同左[6回]	① 同左[4回]	① 同左[4回]	① 同左[2回]	
等に基 J ス	二国間独占禁止協力協 定等に基づく競争当局間 協議等の開催,多国間に おける検討への参加及び 開発途上国・移行経済国 の競争当局等への技術	27年度	ICN(国際競争ネット ワーク)(注2)年次総 ② 会及び各作業部会 ワークショップへの出 席回数[5回]	② 同左[3回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[4回]	本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員
等への技術又接の美地状況並びに公正取引委員会の 国際的なプレゼンスを向上させて数据のの競争政策の	支援の積極的実施並び に公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上 させて我が国の競争政策 の状況を広く海外に周知	21+12	途上国等に対する競 争法・政策に関する技 術研修(注3)の実施 回数[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[4回]	会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等の状況を測定する。
	の状況を広く母クト「こ同知		海外の法曹協会が主 催するセミナー等へ の講師派遣回数[7 回]	④ 同左[12回]	④ 同左[13回]	④ 同左[20回]	④ 同左[22回]	
			公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち,独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[12回]	⑤ 同左[17回]	⑤ 同左[16回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[16回]	
			公正取引委員会ウェ	⑥ 同左[41,543件]	⑥ 同左[50,229件]	⑥ 同左[75,861件]	⑥ 同左[80,058件]	
			公正取引委員会ウェ ブサイトの英文プレス フリリースページへのア クセス数[8,590件]	⑦ 同左[16,594件]	⑦ 同左[79,021件]	⑦ 同左[17,766件]	⑦ 同左[15,828件]	

達成手段	予:	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する指		達成手段の概要等							
	24年度	25年度	26年度	27年度	保									
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な 経費	50,189 (44,287)	51,971 (48,914)	53,541 (53,000)	57,718	1~3	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等へ の技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。								
ア 国際競争組織分担金(内数)	255 (246)	258 (246)	305 (291)	346	_									
施策の予算額・執行額	50,189 (44,287)	51,971 (48,914)	53,541 (53,000)	57,718		施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議							

- (注1)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た 知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と 回答した 研修参加者の割合。
- (注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成27年3月現在、118か国・地域から132の競争当局が参加している。
- (注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下,我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し,途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として,途上国等の競争当局等の職員に対する技 術研修を開催している。

												(公正取引委員会)	27-7)	
	施策名		競争政策の広報・広聴	等 競争的な	市場環境の創出	担当	i部局名		経済取引局総 経済調査3 調整課		作成責任者名	経済取引局総務課長 経済調査室長 調整課長	杉山 幸成 木尾 修文 藤井 宣明	
	施策の概要	し、②公開セミナ	-一の実施等により競争政策 発信を行い,③各府省にお	策の重要性や	の防止のための取組を支援 >競争政策に係る最近の主導 事前評価における競争評価	要な論点 政策値	政策体系上の 発注機関,事業者等に対して競争政策の定着を図り,もって, 位置付け					ることで、公正かつ自由な	な競争を促進	
道	成すべき目標	実務家, 行政機 事前評価に当た	関の職員等における競争政	対策に係る理 びその内容の	組内容の向上, ②事業者, ? 解の増進, ③各府省におけ)向上を図ることによって, 発 的な市場環境を創出する。	る規制の目標	の 目標設定の ・ 考え方・根拠		法の目的である一般消費等で健全な発達を促進するだの防止のための取組の支援報発信、各府省における対の取組の支援・促進等を行っことを目標として設定した。	こめ,発注機関における入援・促進,競争政策の重要 親制の事前評価における競 て,競争的な市場環境を	政策評価実施 予定時期	平成30年4月~	~7月	
								<u> </u> 年度ごと	の目標値				σ¢□ = + / - .	
	測定指	標	目標(値)						の実績値			測定指標の選定理由及 準・目標年度)の設		
Г				目標年度	22年度	23年度	24年度		25年度	26年度	27年度			
		関与行為防止法 機関向け研修の	入札談合等関与行為防 止法に係る研修を過去5	27年度	_	108回以上	128回以	上	160回以上	201回以上	242回以上	入札談合等関与行為防 発注機関向け研修の実 握することによって、発 る入札談合等の防止の の支援・促進の推進状	施回数を把 注機関におけ ための取組	
	実施回数		年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施		165回	178回	235回		312回 318回			本件施策の有効性を評価するため に選定した指標であり、その目標値 は、過去5年間の研修平均開催回数 を基に設定した。		
	2 公開セミナー		競争政策の公開セミナー を過去5年間の平均と同 等又はそれを上回る程度		3回以上							募り、競争政策研究セン成果の発表等を行うもの数を把握して、競争政策	公開セミナー(広く一般から参加者を 募り、競争政策研究センターの研究 成果の発表等を行うもの)の開催回 数を把握して、競争政策の情報発信 状況を測定し、本件施策の有効性を	
			で実施		3回 4回		3回		3回	3回		評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。		
					発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。									
			発注機関における入札談 合等の防止に係る意識・ 取組内容を向上させるこ とにより、発注機関に対 する競争政策の定着を図		以下を始め、発注機関に おける入札談合等の防止 に係る意識・取組内容を 向上させることにより、発 注機関に対する競争政策 の定着に努めた。	おける入札談合等の防」 に係る意識・取組内容を 向上させることにより、発	と おける入札談合 に係る意識・取約 向上させることに	等の防止 組内容を こより,発 競争政策	おける入札談合等の防止 に係る意識・取組内容を 向上させることにより、発	おける入札談合等の防止 に係る意識・取組内容を 向上させることにより、発				
	等の防止に係 3 内容を向上さ	における入札談合 に係る意識・取組 上させることによる に対する競争政策		27年度	入札談合等関与行為 防止法に係る発注機 ① 関向け研修における 参加者の理解度 [93.2%](注1)	① 同左[94.8%]	① 同左[95.3%]	I	① 同左[96.3%]	① 同左[95.6%]		るため、発注機関におけ	本件施策の有効性・効率性を評価するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進 状況を測定する。	
			ర ం		入札談合等関与行為 防止法に係る発注機 関向け研修の有益度 [91.3%](注2)	② 同左[93.7%]	② 同左[94.0%]	l	② 同左[95.2%]	② 同左[94.5%]				
					入札談合等関与行為 防止法に係る発注機 関向け研修参加後に 研修の内容を職場に おいて周知する [77.3%](注3)	③ 同左[80.9%]	③ 同左[82.7%]	I	③ 同左[90.6%]	③ 同左[88.4%]				

					事業者, 法曹	等の実務家,	行政機関の	職員等における競争政策に			 D定着を図る。		
事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における 4 競争政策に係る理解の増進 による事業者等に対する競 争政策の定着状況	事業者, 法曹等の実務 家, 行政機関の職員等に おける競争政策に係る理 解の増進により事業者等 に対する競争政策の定着		27年度	曹等の実務家、行政機関 の職員等における競争政 策に係る理解の増進によ		の職員等における競争政 策に係る理解の増進によ り事業者等に対する競争		曹等の実務家、行政機関 の職員等における競争政 策に係る理解の増進によ	曹等の実務家, 行政機 の職員等における競争 策に係る理解の増進に	以下を始め、事業者、法 関 曹等の実務家、行政機関 の職員等における競争政 策に係る理解の増進によ り事業者等に対する競争 政策の定着に努めた。		本件施策の有効性・効率 るため、事業者、法曹等 行政機関の職員等にお 策に係る理解の増進状 る。	の実務家。 ける競争政
于以来以足相似从	を図る。			公開セミナーにおける ① 参加者の満足度 [74.6%](注4)		① 同左[79.6%]		① 同左[93.5%]	① 同左[83.2%]	① 同左[92.6%]		000	
				国際シン ② おける参 度[56.8%		② 同左[97.0	%]	② 同左[87.1%]	② 同左[98.5%]	② 同左[96.8%]			
				各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。									
各府省における規制の事前 評価に当たっての競争評価 5 の定着及びその内容の向上	各府省における規制の事 前評価に当たっての競争 評価の定着及びその内容 の向上を図ることによっ		っての競争 びその内容 _{27年度}		以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。		前評価に当	ける規制の事前評価に当 たっての競争評価の定着	ける規制の事前評価に	3 以下を始め、各府省にお 当 ける規制の事前評価に当 たっての競争評価の定着 及びその内容の向上に 努めた。		本件施策の有効性・効率るため、各府省における評価に当たっての競争	規制の事前 評価の定着
による各府省に対する競争政策の定着状況		, 各府省に対して競争 策の定着を図る。		各府省における規制 の事前評価における 競争評価チェックリストを用いた競争評価 (注6)の実施件数[67件] 競争評価に関する検 ② 討会議の開催回数[2回]				① 同左[42件]	① 同左[143件]	① 同左[50回]		及びその内容の向上状況を測定す る。	
								② 同左[3回]	② 同左[2回]	② 同左[0回]			
達成手段		予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する指 標			ž	重成手段の概要等			行政事業レビュー事業
		24年度 44,507	25年度 41,751	26年度 43,557	27年度								番号
(1) 競争的な市場環境の創出に	系る経費	(40,355)	(34,443)	(35,208)	43,747	1~5							_
ア 競争政策研究センター(ク	內数)	数) 24,352 (21,466)		23,428 (19,765)	22,097		競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムに減競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行						4
イ 政府規制・公的制度等に 会議(内数)	関する検討	1,441 (290)	1,342 (595)	1,417 (1,256)	1,288	5-②							5
施策の予算額・執行額	44,507 (40,355)	41,751 (34,443)	43,557 (35,208)	43,747			系する内閣の重要政策 寅説等のうち主なもの)	平成23年8月 平成19年1月		:び契約の適正化を図るた& 方針演説	かの措置に関する指針(閣	閣議決定)	

- (注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。
- (注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
- (注3) アンケート(「研修会を実施する」, 「上司に報告する」, 「同僚・部下に報告する」, 「研修資料を回覧する」, 「周知する予定はない」, 「その他」から複数回答可。) において, 「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。
- (注4) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注6) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

(公正取引季昌全27-8)

																27-8)
施策名		独占禁	止法違反行為	に対する措施	置等 審判手	·····································		担当	部局名			審決訟務	 室	作成責任者名	審決訟務室長 岩	下 生知
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。 (審判手続は、平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により、同改正法施行日前に同改正法による改正前の独占禁止法第49条第5項の規定による事前通知があった場合は、なお従前の例によることとされている。)							政策体系上の 位置付け 独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて、公正かつ自由な競争を促進させる					由な競争を促進させる。			
達成すべき目標	2年以内のでき 続」であり、審半 せる等、審決に 促進する。	開始の通知:	るまでの手続)を終結さ	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号) 第18条において、「審判官は、二年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終 結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現す るよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。 (当該規則も平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い廃止されたが、同改正法 附則第2条の規定により審判手続同様なお従前の例によることとされている。)						_					
										年度ごとの					測定指標の選定理由ス	らだ日堙値
測定指標	票(注1)	目標(値)						. 	1	年度ごとの			1		(水準・目標年度)の影	
				目標年度	223	年度	2	3年度	24年度	Ę	2	5年度	26年度	27年度		
寒剉毛続に	要する期間(注	ける期間(注 2年以内				2年以内							「公正取引委員会の審判に関す 年公正取引委員会規則第8号)第 て、「審判官は、二年以内のでき 内に審判手続を終結させることを	第18条におい るだけ短い期間		
1 2)	X / WIIII ()I			27年度	32.6か月		15	.6か月	16.8か月		16.5か月		32.4か月		とと規定されているため。(当該規則も平成25年 独占禁止法改正法の施行に伴い廃止されたが、 同改正法附則第2条の規定により審判手続同様 なお従前の例によることとされている。)	
		番判手続の適正な運用を 図る。			審判手続の適正な運用を図る。											
					以下を始め、審判手続の 適正な運用に努めた。 適正な運			始め、審判手続の 以下を始 運用に努めた。 適正な運					以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。			
2 審判手続の	運用状況			27年度	審決取消訴訟が提起 ① されなかった審決件 数[10件]		① 同左[7	件]	① 同左[3件](注	主3) ((1) 同左[9件]		① 同左[8件]		本件施策の有効性を評 審判手続の運用状況を	
					② て取り消	審決取消訴訟によっ ② て取り消された審決 (② 同左[件数[1件]		件]	② 同左[1件]		② 同左[1件]		② 同左[0件]			
	達成手段	成手段		算額計(執行	執行額) 当初予		関連する排	á e								行政事業レ ビュー事業
	~=1% 1 1 X			25年度	26年度	27年度	標					连!	~ 1 tXV/m X T			番号
(1) 審判手続に	(1) 審判手続に係る経費		4,330 (2,141)	4,330 (2,758)	4,020 (2,734)	3,919	1~2		独占禁止法違反事件の審判手続に関する業務、すなわち、参考人を審判廷に出頭させ、審尋すること及び審尋の速記録 り、審決に至る審判手続の適正な運用を図る。				録を作成することによ	-		
—— 施策 <i>0</i>	の予算額・執行額	算額·執行額 4,330 4,330 (2,141) (2,758)			4,020 (2,734)	3,919		施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)								

- (注1) 景品表示法違反事件審決, 同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く審決を対象とする。 (注2) 当該年度に行われた審決について, 審判手続開始(平成17年改正前の独占禁止法は審判開始決定)から審判手続終結までの期間を平均したもの。期間については, 30日を1月として概算している。
- (注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。